

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 長崎市歴史的風致維持向上計画（原案）について……………	1～20

※ 別冊あり



I. 歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

(1) 目的

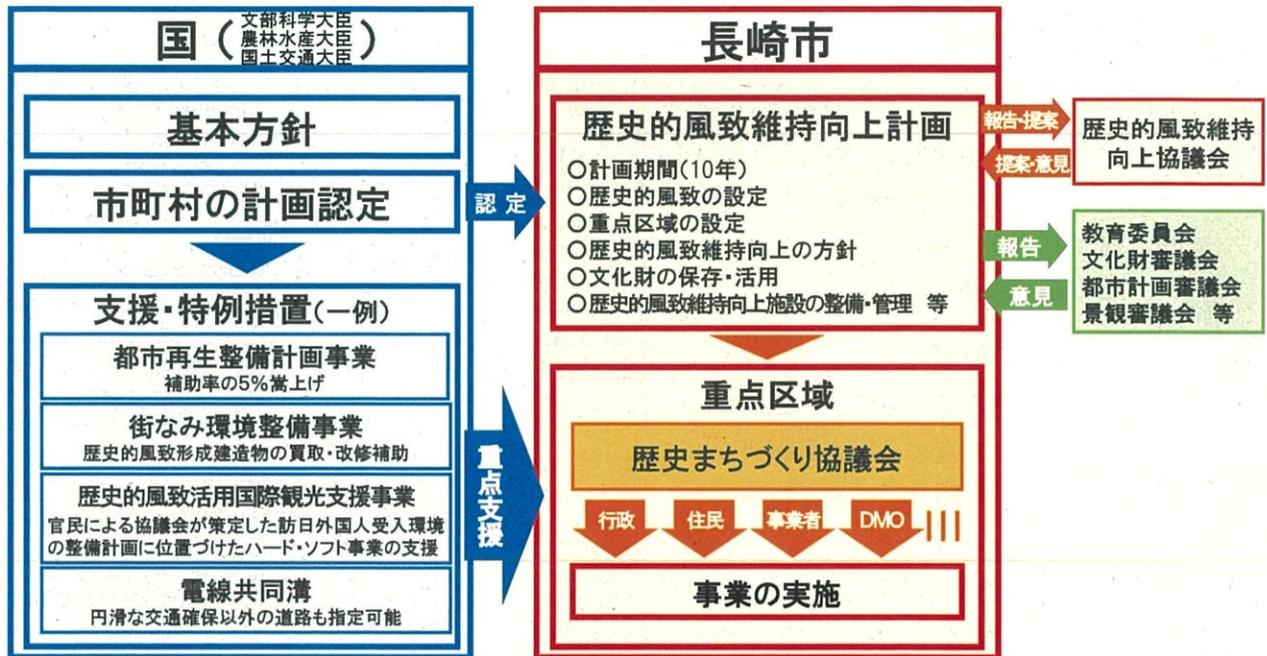
全国にある歴史的町並みやそこで営まれる伝統的な祭り等の活動は、地域固有の風情や情緒を醸し出しているが、維持管理費や担い手不足等により失われつつある。このような良好な市街地環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、市町村の取組みを国が支援するもの。

(2) 国の役割

市が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、市が行う重点区域内の事業への重点的な支援（財政支援、法令上の特例措置）など

(3) 市の役割

歴史的風致維持向上計画の策定、国の重点的な支援を受けて重点区域内の事業実施

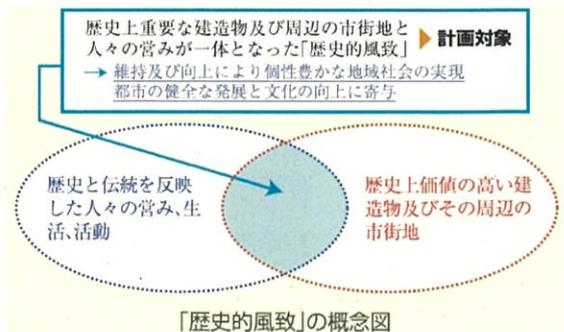


(4) 歴史的風致・重点区域の要件

ア) 歴史的風致の要件

次に掲げる①、②、③の要件に該当する土地の区域

- ① 地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動 (50年以上)
- ② ①の活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地
- ③ ①と②が一体となって形成された良好な市街地環境



イ) 重点区域の要件

歴史的風致のうち、次に掲げる①、②の要件に該当する土地の区域

- ① イ又はロのいずれかに該当する土地及びその周辺の土地の区域
 - イ) 国が指定した重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の土地
 - ロ) 国が選定した重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- ② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

II. 長崎市 歴史的風致維持向上計画の概要

(1) 位置付け

長崎市では、文化財行政における文化財の長期的かつ計画的に保存・継承・活用のためのマスタープランとなる「長崎市 歴史文化基本構想」を平成 27 年 3 月に策定し、文化財を核として文化的な空間を創出するための保存活用区域を 10 区域設定した。

「長崎市 歴史的風致維持向上計画」は、この基本構想を踏まえながら、文化財行政とまちづくり行政の連携による歴史的風致の維持向上及び歴史的資産を活かしたまちづくり推進のための基本計画となるもの。

(2) 計画期間 令和 2 年度(2020 年度)～令和 11 年度(2029 年度) 10 年間

(3) 長崎市の歴史的風致

国の重点的支援を得ながら歴史的風致の維持向上に取り組むため、歴史文化保存活用区域のうち、国の支援の対象となる「歴史的風致」と「重点区域」の両方の要件を満たす

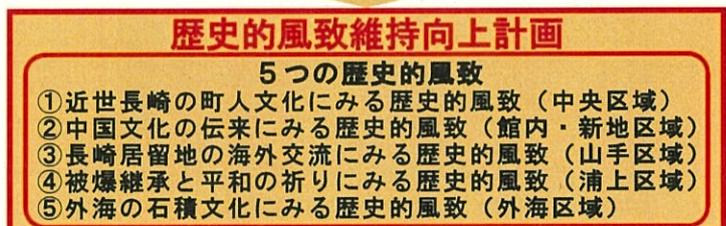
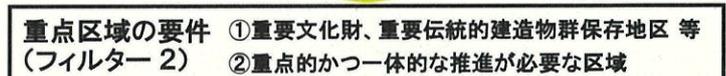
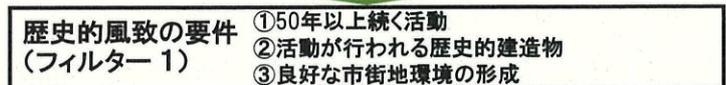
「5つの歴史的風致」とする。

(4) 長崎市の重点区域

5つの歴史的風致のうち、優先的かつ重点的に取り組みを進める重点区域を

「山手区域(東山手・南山手地区)」とする。

※その他の歴史的風致は、山手区域の進捗を踏まえながら重点区域への追加を検討する。



重点区域(山手区域)

(5) 計画の構成

歴史まちづくり法の運用指針に基づき、以下の構成とする。

序章

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第4章 重点区域の位置及び範囲

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

Ⅲ. 長崎市 歴史的風致維持向上計画（原案）

序章

（1）計画策定の背景と目的

長崎市では、景観行政において、平成 23 年(2011)に市全域を計画区域とする「長崎市景観計画」を施行し、特に歴史的な特徴を有し、重点的に景観の保全や誘導を行う「景観形成重点地区」を指定して、個性ある景観の形成を図ってきた。

文化財保護行政においては、平成 27 年(2015)に文化財及びその周辺の市街地環境を一体的に保存・整備し、個性と魅力あるまちづくりを推進するためのマスタープランである「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。このように、まちづくり行政、文化財保護行政の両面から、特異かつ重層的な歴史を示す市街地環境の保全と歴史的建造物の保存・活用に取り組んできた。

また、観光行政においても、平成 18 年(2006)の「長崎さるく博 06」の開催を契機として、市民ガイドとの協働によるまち歩き観光「長崎さるく」を推進し、来街者への歴史文化の魅力発信と理解促進に努めてきた。

一方で、長崎市では、急速な人口減少や少子高齢化が進むことが予測されており、今後、歴史的建造物の維持管理が困難となることや、地域コミュニティの機能低下による祭礼行事や活動の担い手不足など、歴史文化の継承に影響を及ぼすことが危惧されている。

このような状況を踏まえ、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、「歴史まちづくり法」という。)に基づき、まちづくり行政、文化財保護行政、観光行政及び市民が連携、協働して、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地環境が一体となって形成してきた良好な市街地環境」(以下、「歴史的風致」という。)を守り育て、次世代へと継承していくことを目的として、「長崎市歴史的風致維持向上計画」を策定する。



長崎くんち



大浦天主堂



春節祭(長崎ランタンフェスティバル)

（2）計画期間等

計画名称	長崎市歴史的風致維持向上計画
策定主体	長崎市
計画期間	令和2年度(2020)から令和11年度(2029)まで

（3）計画の策定体制及び経緯

本計画の策定にあたっては、平成 27 年度(2015)に「長崎市歴史的風致保存・整備委員会」を設置、平成 30 年度(2018)からは、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「長崎市歴史的風致維持向上協議会」に移行し、計画内容について協議・検討を行った。

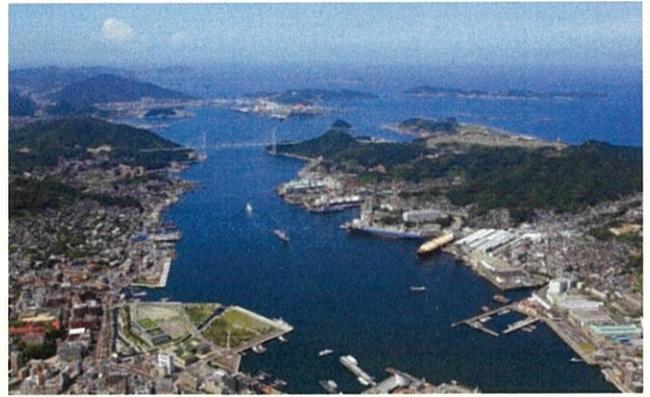
市内での推進体制としては、景観推進室、文化財課を事務局として「長崎市歴史的風致維持向上計画策定に係る市内関係課会議」を設置し、関係する各部局で連携を図りながら検討を重ねるとともに、法を所管する文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省からの助言や支援を受けながら、本計画の策定に取り組んだ。

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

(1) 自然的環境

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、市域は西彼杵半島南半部と長崎半島及び周辺の島しょ部からなり、市域の大部分が、標高 400～500m の定高性の隆起準平原で、平地は河川沿いに形成された谷底低地であるが、概ね山裾が海に迫る急峻な地形的特徴を有している。

長崎湾は、北東方向に湾入する細長い入江で、湾奥部に開かれた長崎港は天然の良港となっている。こうした地理的・地形的特徴を反映した、水系、地質、気象、植生と植物相を持つ。



天然の良港「長崎港」

(2) 社会的環境

明治 22 年(1889)、旧幕府直轄地を中心とした区域を市域として市制を敷いた時の面積は約 7km²であったが、その後の 12 次にあたる隣接自治体との合併を経て、現在の面積は約 406 km²となっている。

土地利用は、自然的土地利用が市域の約 78% を占め、都市的土地利用は約 22% にとどまっているが、都市計画区域の市街化区域内においては、都市的土地利用が約 81% と高い割合での利用がなされている。平地が極端に乏しいことから、斜面地を含めた高密な土地利用がなされており、これにより独特のすり鉢状の景観を呈している。

人口は、隣接自治体との合併や経済成長とともに増加を続けてきたが、昭和 60 年(1985)の 505,566 人をピークに減少に転じ、平成 27 年(2015)で 429,508 人となっている。今後、急速な人口減少や少子高齢化に伴い生産年齢人口、年少人口の割合の減少も進むことが予測されている。

交通機関は、中心市街地を起点として幹線道路が放射状に延び、中心市街地周辺の公共交通は、路面電車や路線バス網が充実しており、市民や観光客の足となっているが、その他の斜面市街地等においては、公共交通の便が悪い地区も多い。

産業は、県庁所在地として都市機能が集中し、県内総生産額の約 1/3 を占める地域経済の中心地で、水産業、造船業、観光業を柱とするが、産業別就業者数では第3次産業の割合が高い。

(3) 歴史的環境

長崎市は、その立地環境から、古くから眼前の海洋に資源を求め、また海洋を介して他所と交流を行うことによって人々の暮らしが営まれてきた。資源獲得や交通に有利な海浜部を生活の主たる拠点とし、発展と衰退を繰り返しながら異文化を受け入れ、国際色豊かな独自の歴史文化を築いてきた。

元龜 2 年(1571)のポルトガル船の来航を契機に、海外貿易港として発展し、江戸時代には中国、オランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領地域を中心に独自の文化を形成しつつ、周辺地区をはじめ、国内各地にも影響を与えた。

幕末から明治初期においては、海外の様々な情報や西洋の科学技術等がこの地から発信され、我が国の近代化に大きく貢献した。

近代においては、市域の拡大とともに、大正時代には九州第1位の人口を誇る都市であった。昭和20年(1945)8月9日、原子爆弾により壊滅的な被害を受けたが、その後、市民の努力により奇跡的な復興を遂げ、平和都市として核兵器の廃絶と世界恒久平和を発信し続けている。



南蛮船の入港の様子
 (「南蛮人来朝之図」長崎歴史文化博物館収蔵)



唐人屋敷(左)・新地蔵(中)・出島(右)
 (円山応挙筆「長崎港之図」長崎歴史文化博物館収蔵)

(4) 長崎市の文化財

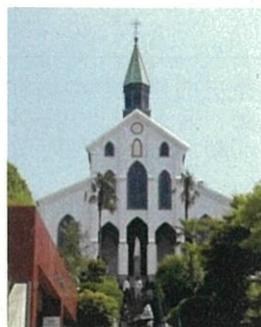
長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布しており、国指定等の文化財 54 件、国登録の文化財が 32 件あり、県指定文化財 69 件、市指定文化財 130 件の計 285 件が所在している。市内の文化財には以下の特徴が挙げられ、また、指定等文化財だけでなく多くの歴史文化遺産がある。

- ① 16 世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。
- ② 江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。
- ③ 西洋の科学技術や情報の窓口として、わが国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。
- ④ 原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。

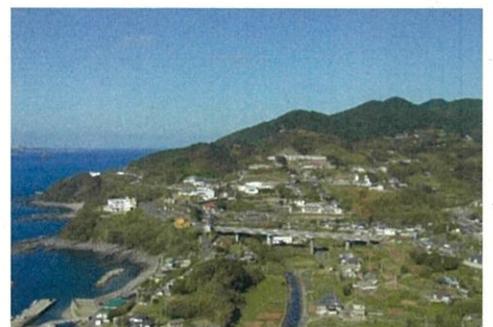
また、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が多数所在しており、長崎市の特徴的な歴史を物語っている。



重要文化財 旧グラバー住宅



国宝 大浦天主堂



外海の出津集落

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

長崎市は、海外交流の中で、独自の歴史文化を育んできた。幕末以降は日本の近代化を支える役割を担い、また被爆都市としての歴史を持ち、数多くの歴史的風致が存在している。

本計画における歴史的風致は、長崎市歴史文化基本構想における歴史文化保存活用区域のうち、歴史まちづくり法の歴史的風致の要件と重点区域の要件の両方の要件を満たす以下の5つとする。

- ①近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
- ②中国文化の伝来にみる歴史的風致
- ③長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
- ④外海の石積文化にみる歴史的風致
- ⑤被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致



歴史文化基本構想		歴史的風致の構成要素		維持及び向上すべき歴史的風致
歴史文化保存活用区域		歴史上価値の高い建造物	歴史や伝統を反映した活動	
中央区域	中央	諏訪神社、八坂神社、眼鏡橋等の石橋群、清水寺・興福寺・聖福寺等の寺院群、町家群、出島和蘭商館跡等	長崎くんち、盆行事等	①近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
	出島			
出島・館内・新地・山手区域	館内・新地	唐寺、唐人屋敷跡、孔子廟等	中国盆、春節祭、龍踊り等	②中国文化の伝来にみる歴史的風致
	山手	大浦天主堂、活水学院本館、旧グラバー住宅等の洋館、大浦諏訪神社、大浦国際墓地等	歴史的建造物の保存活動、ミッション・スクールの活動、多様な信仰、大浦くんち等	③長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
外海・池島区域		旧出津救助院、大野教会堂、出津教会堂、大平作業所跡、橋口家住宅、石積建造物等	石積文化の継承、ド・ロ神父の顕彰活動等	④外海の石積文化にみる歴史的風致
浦上区域		長崎原爆遺跡、平和公園等	平和祈念式典、たいまつ行列、万灯流し、被爆継承活動等	⑤被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致

名称	① 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
活動	長崎くんち(1634年～)、盆行事(江戸時代～)等
建造物	諏訪神社、八坂神社、眼鏡橋等の石橋群、清水寺・興福寺・聖福寺等の寺院群、町家群等
重文等	眼鏡橋(国の重要文化財)、清水寺(国の重要文化財)、聖福寺(国の重要文化財)、興福寺(国の重要文化財)
街並み	中島川・寺町地区景観形成重点地区、風致地区
範囲の考え方	長崎くんちの出し物を披露する範囲、盆の基参りの範囲、精霊流しの主要な経路を含む範囲



名称	② 中国文化の伝来にみる歴史的風致
活動	中国盆(江戸時代～)、春節祭(江戸時代～)、龍踊り(江戸時代～) 等
建造物	唐寺、唐人屋敷跡、孔子廟 等
重文等	崇福寺(国宝)、興福寺(国の重要文化財)
街並み	館内・新地地区景観形成重点地区
範囲の考え方	春節祭における装飾の範囲及び媽祖行列の経路、中国盆、孔子祭を含む範囲

範囲

春節祭(長崎ランタンフェスティバル)

崇福寺第一峰門

中国盆

長崎市役所
中央公園
新地中華街
湊公園
水辺の森公園
土神堂
福建会館
観音堂
天后堂
唐人屋敷跡
孔子廟

- 歴史的風致の範囲
- 歴史的建造物 (国指定)
- 歴史的建造物 (その他)
- 春節祭の装飾の範囲
- 媽祖行列のルート
- 中国盆の範囲
- 孔子祭の範囲

孔子祭

唐人屋敷跡

名称	③ 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
活動	歴史的建造物の保存活動(1951年頃～)、ミッション・スクールの活動(1879年～)、多様な信仰(1864年～)、大浦くんち(江戸時代～)等
建造物	大浦天主堂、活水学院本館、旧グラバー住宅等の洋館、大浦諏訪神社、大浦国際墓地 等
重文等	大浦天主堂(国宝)、旧羅典神学校(国の重要文化財)、旧グラバー住宅他2棟(国の重要文化財)、旧長崎英国領事館(国の重要文化財)、旧香港上海銀行長崎支店(国の重要文化財)、旧長崎税関下り松派出所(国の重要文化財)、東山手十二番館(国の重要文化財)、東山手・南山手重要伝統的建造物群保存地区(国選定)
街並み	東山手・南山手地区景観形成重点地区、東山手・南山手重要伝統的建造物群保存地区(国選定)、風致地区
範囲の考え方	歴史的建造物の保存活動、ミッション・スクールの活動、多様な信仰の範囲 等を含む範囲

範囲

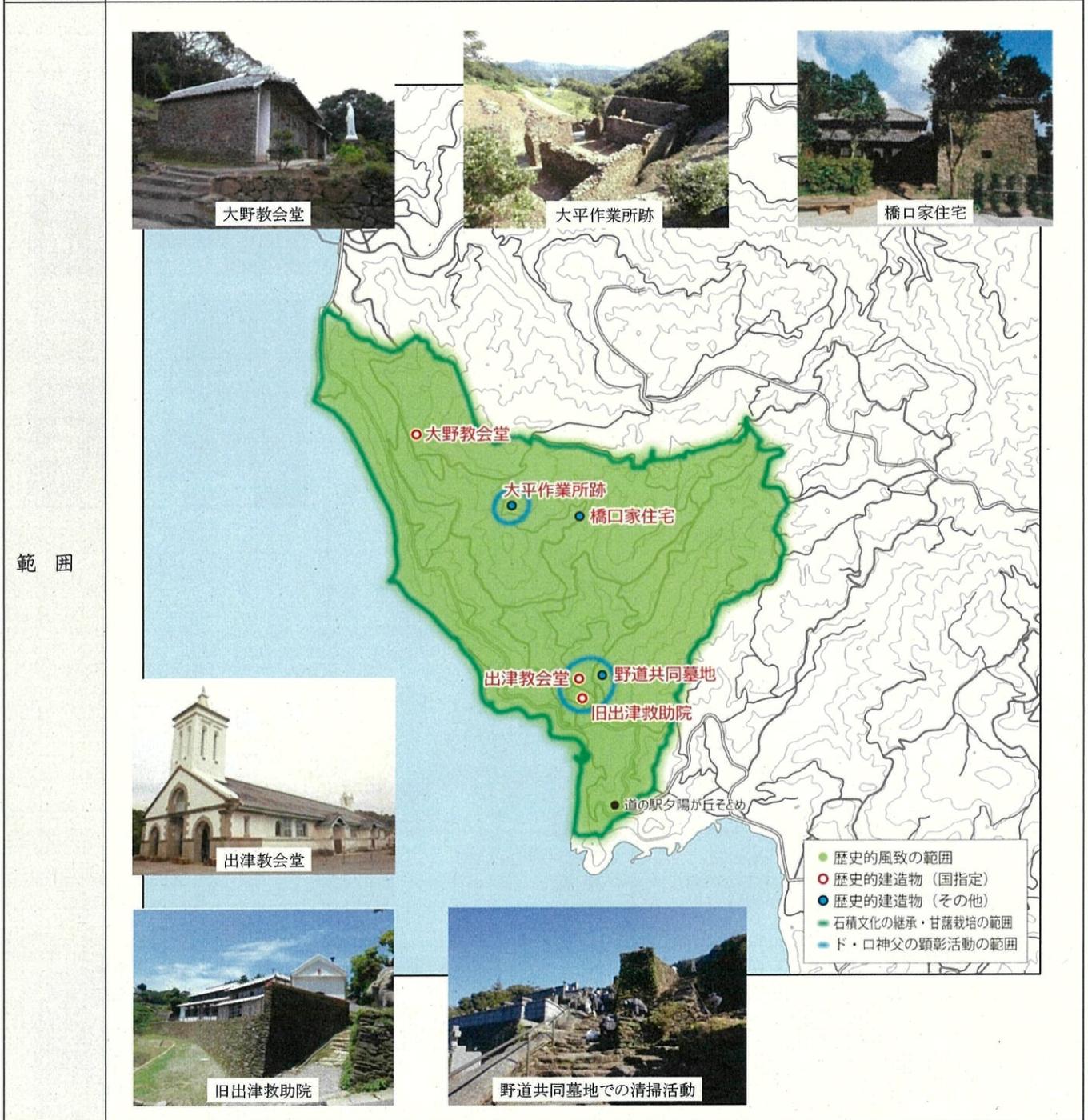
● 歴史的風致の範囲
○ 歴史的建造物 (国指定)
● 歴史的建造物 (伝建物)
● 歴史的建造物 (その他)
■ 歴史的建造物の保存活動の範囲
■ 学校活動の範囲
■ 多様な信仰の範囲
■ 大浦くんちのお上り・お下りの経路

旧香港上海銀行長崎支店

南山手伝統的建造物群保存地区

大浦国際墓地

名称	④ 外海の石積文化にみる歴史的風致
活動	石積文化の継承(江戸時代～)、ド・ロ神父の顕彰活動(1965年頃～)等
建造物	旧出津救助院、大野教会堂、出津教会堂、大平作業所跡、橋口家住宅、石積構造物等
重文等	旧出津救助院(国の重要文化財)、大野教会堂(国の重要文化財)、出津教会堂(国の重要文化財)
街並み	外海地区景観形成重点地区、国選定重要文化的景観(石積集落景観)等
範囲の考え方	石積文化の継承の範囲(国選定重要文化的景観)、ド・ロ神父の顕彰活動の範囲等を含む範囲



名称	⑤ 被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致
活動	平和祈念式典(1948年～)、たいまつ行列(1950年頃～)、万灯流し(1950年頃～)、平和案内人(1968年～)等
建造物	平和公園、長崎原爆遺跡(爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、旧城山国民学校校舎、山王神社二の鳥居、旧長崎医科大学門柱)等
重文等	長崎原爆遺跡(国指定史跡) (爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、旧城山国民学校校舎、山王神社二の鳥居、旧長崎医科大学門柱)
街並み	平和公園地区景観形成重点地区
範囲の考え方	平和祈念式典の範囲、たいまつ行列、万灯流し、平和案内人の経路を含む範囲

範囲

旧城山国民学校校舎

平和公園と平和祈念式典

万灯流し

爆心地

たいまつ行列

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

指定文化財等の計画的な保存整備の不足、維持管理等に要する所有者負担の増加、技術者・専門家の慢性的な人材不足、保存・活用に繋がる活動の不足、長崎市所有の歴史的建造物の魅力的・効果的な活用の不足等。

イ 歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する課題

身近な景観資源の減失、建築物等の意匠・形態に関するデザイン指針の整備の不足、修景への支援の不足、景観阻害要因への対策の不足、景観まちづくりに関する市民の参加機会の不足等。

ウ 歴史的な営みや活動の継承に関する課題

人口減少や少子高齢化による継承者の不足、新たな担い手となる移住・定住者の不足、営みや活動への支援の不足、将来の担い手となる子供達への発信の不足、地域活動の担い手の不足等。

エ 賑わいの創出に関する課題

時代の要求に応じた回遊環境整備の不足、一部の地域における建物用途等の規制による歴史的建造物の魅力的な活用の不足、歴史的風致を活かした魅力的な製品やサービス等の開発や発信の不足等。

(2) 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

【まちづくりの方針】

歴史・伝統を守り、磨き、活かすことで、営みと賑わいが共生できるまち

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

【10年後に目指す姿】

歴史的建造物が適切に評価・保存継承され、まちづくりと一体となった魅力的な活用が図られている。

【取組み方針】

●歴史的建造物の指定・登録の推進

指定文化財等は、引き続き適切な保存・活用を図り、未指定等の歴史的建造物の調査・評価に基づく文化財指定等の検討に取り組む。

●歴史的建造物の保存整備と技術者育成の推進

保存・活用に関する計画の策定及び計画に基づく保存整備、市民の意識醸成に向けた情報発信、活動の拠点となる施設の整備、歴史や伝統を学ぶことのできる環境の整備等に取り組む。

民間の歴史研究団体との連携、保存修理に関する技術者や専門家の育成等に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力を高めるための官民一体となった活用の推進

歴史的建造物の継続的な磨き上げと新たな資源の掘り起し、魅力的な活用に向けた建物用途等の規制緩和、地域のまちづくりと一体となった歴史的建造物の価値や魅力を高める効果的



旧長崎英国領事館(重要文化財)の改修工事

な活用に向けた官民連携等に取り組む。

● 歴史的建造物の価値・魅力の国内外への発信

歴史的建造物の価値や魅力の国内外への発信等に取り組む。

イ 歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する方針

【10年後に目指す姿】

地域の歴史や自然、まちなみ等の個性を活かした魅力的なまちになっている。

【取組み方針】

● 地域の歴史や個性を活かした良好なまちなみ形成の推進と魅力の発信

建築物等の意匠・形態等の規制・誘導や緑化の推進を引き続き進めるとともに、景観まちづくりガイドラインの整備、建造物の修景に対する技術的な支援や経費の助成、景観阻害要因への対策、公共空間のデザイン向上、景観(自然や町並み、眺望等)の魅力の国内外への発信等に取り組む。



歴史のある通り周辺のブロック塀

● 市民のまちづくりへの意識醸成を図り、市民主体のまちづくりの推進

シンポジウムやワークショップ等により、市民の景観まちづくりへの参加機会を創出し、意識の醸成や市民活動の支援に取り組む。

ウ 歴史的な営みや活動の継承に関する方針

【10年後に目指す姿】

住みたくなる、住み続けられるまち、営みや活動を次世代に継承できる協働のまちになっている。

【取組み方針】

● 安心して住み続けられる住環境整備の推進

都市基盤の整備、生活利便施設の誘導及び住宅建て替え誘導に向けた建物用途等の規制緩和、住宅改修の支援等に取り組む。

● 長崎暮らしの魅力発信と移住者のサポートの推進

空き家・空き地の活用の支援、移住・定住を促進するための支援、歴史的風致の魅力や行政サービスの情報発信等に取り組む。



様々な演目が披露される長崎郷土芸能大会

● 歴史文化に親しむ・学ぶ機会と環境の充実

未指定等の営みや活動の調査・評価に基づく文化財指定等の検討、営みや活動の価値の顕在化や啓発、国内外への情報発信、官民連携による継承の支援等に取り組む。

● 地域と連携した、次世代の担い手の発掘・育成の推進

学校や家庭・地域・企業等の連携による学習機会の創出、学びの場の環境整備、長崎で学ぶことの魅力の発信、地域の歴史文化等の学びを通じたコミュニティ醸成の支援、地域活動のリーダーや担い手の発掘・育成の支援、地域課題の解決に向けた官民連携による支援等に取り組む。

エ 賑わいの創出に関する方針

【10年後に目指す姿】

長崎独自の歴史的風致が磨かれ、活かされることで、国内外の来訪者で賑わうまちになっている。

【取組み方針】

●歴史的風致を活かした観光メニューの強化と新たなサービスの創造

安全で快適な回遊環境の基盤整備、交流を拡大させる施設の誘導に向けた建物用途等の規制緩和等に取り組む。

DMO との連携による戦略的な観光客の誘致、体験型プログラム等の新たな観光メニュー開発の支援、魅力ある製品・サービス開発の支援、食材・食文化の魅力発信の支援、周辺の商店・商店街における域外からの消費拡大の支援等に取り組む。

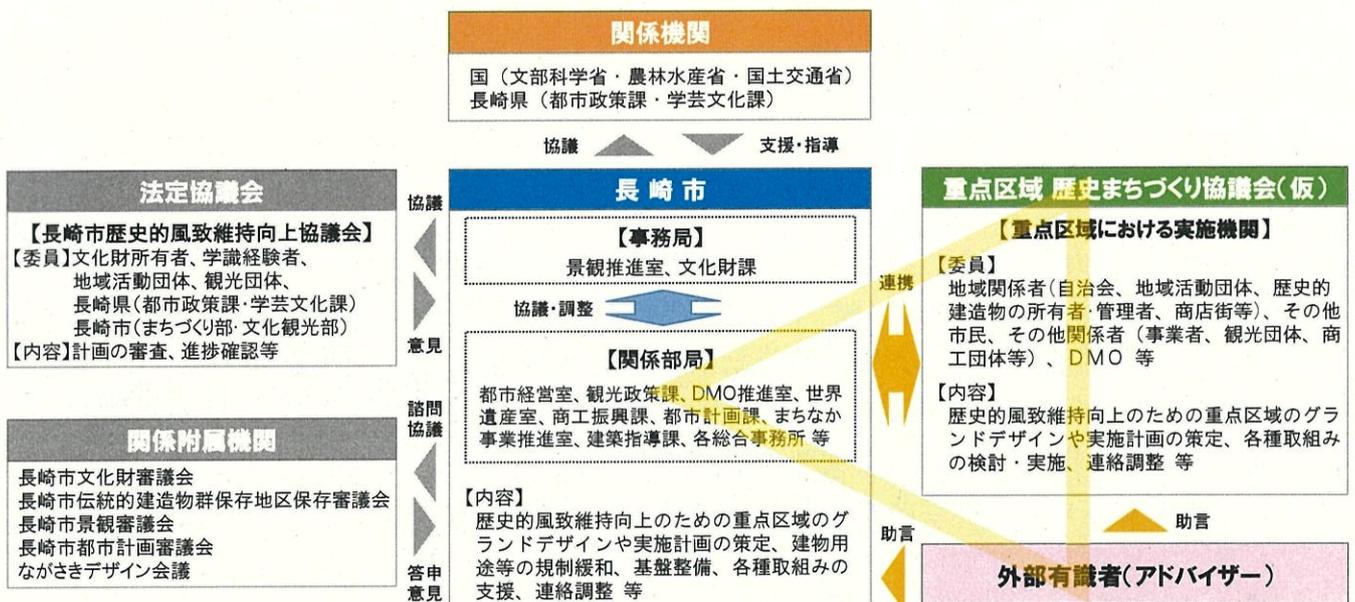


まち歩き観光として定着した長崎さるく

(5) 景観の実現に向けた推進体制

本計画の推進にあたっては、国や長崎県の支援・指導のもと、長崎市のまちづくり部局と文化財部局、観光部局が中心となり、市民、事業者等の関係者と連携・協働して進めるとともに、歴史まちづくり法第 11 条に基づく長崎市歴史的風致維持向上協議会において進行管理や計画の変更等の協議を行う。

事業の実施にあたっては、地域住民、市民団体、事業者等の関係者で構成する「重点区域歴史まちづくり協議会(仮称)」と行政との連携・協働により、地域のランドデザインや具体的な取組みに関する計画を策定するとともに、それらに基づき歴史まちづくりの取組みを推進する。



第5章 文化財の保存・活用に関する事項

(1) 長崎市全体に関する事項

① 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令、保存活用計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。

② 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・整備にあたっては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づき、その真正性を担保するとともに、関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会委員等、専門家の指導・助言を踏まえて実施する。また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の展示・情報発信施設については、資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、施設相互間の連携を図り、文化財の適切な保存・活用と、その価値や魅力の効果的な発信に取り組む。文化財周辺の便益施設、案内施設については、その所在する状況に応じ、必要な整備を進める。

④ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

都市計画法や景観法、長崎市景観計画、長崎市景観条例、長崎市屋外広告物条例等の関係法令に基づき、事業者や地域住民との合意形成、市民意識の啓発を図りながら、文化財の周辺環境を保全する。文化財の周辺に所在する景観を損ねる要素については改善や除却を図るとともに、周辺の環境整備を行う場合は文化財との調和に配慮するなど、適切な措置を講じていく。

⑤ 文化財の防災に関する方針

長崎市地域防災計画・長崎市水防計画に基づく総合的な防災対策を推進するとともに、史跡内の復元建造物も含め、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置を講じていく。また、保存活用計画(防火管理計画)に基づく予防措置、設備整備や定期的な消火訓練などの適切な措置を講じ、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組む。さらに、文化財防火デーや文化財保護強調月間における取組みなど、ハード・ソフトの両面から、関係機関や文化財所有者・管理者、事業者、地域住民と連携し、火災や自然災害から文化財を保護していくために必要な防災対策を推進していく。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用、普及啓発活動を行っている市民団体等との連携を図りながら、市民の誰もが気軽に長崎の歴史を学べる機会の創出に努め、学校教育や生涯学習等の様々な場面において文化財を活用し、市民と文化財との接点を増やす取組みを行うことで、文化財の保存及び活用への関心の裾野を広げる。

⑦ 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等を行う際は、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するなど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。

⑧ 文化財の保存・活用の体制と今後の方針

長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、附属機関として、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。

文化観光部内には、文化財の保存・活用に関する事務のうち出島和蘭商館跡の復元整備に関する事務を所管する出島復元整備室、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所、2つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室があり、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課がある。今後も、市内の関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財保護行政を推進する。

⑨ 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、行政だけでなく、文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するなど、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。

(2) 重点区域に関する事項

重点区域は、長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。区域内には、2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、国宝1件(大浦天主堂)をはじめ、旧グラバー住宅など国の重要文化財8件、県指定有形文化財1件、市指定有形文化財1件を含む伝統的建造物 53 件が所在しており、また、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。

さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。

重点区域においては、文化財の保存・活用に関する長崎市全体の方針に則り、次の項目について、第6章で示す具体的な事業計画及び第7章で示す歴史的風致形成建造物の指定指針に基づく取組みを進め、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の維持及び向上を図っていく。

- ①文化財の保存・活用
- ②文化財の修理(整備)
- ③文化財の保存・活用を行うための施設
- ④文化財の周辺環境の保全
- ⑤文化財の防災
- ⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発
- ⑦埋蔵文化財の取扱い
- ⑧各種団体の今後の体制整備

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

重点区域内において、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくため、歴史的風致維持向上施設(地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。事業については随時追加する予定である。

長崎市の歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業は、目的・内容別に4つに分類した。

● 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業	長崎市	平成26年度～令和7年度	長崎市大浦町1番37号	国指定重要文化財旧長崎英国領事館の本格的な保存修理
重要文化財旧グラバー住宅保存整備事業	長崎市	平成30年度～令和2年度	長崎市南山手町8番1号	国指定重要文化財旧グラバー住宅の保存修理
伝統的建造物等(民間所有)の保存整備補助事業	長崎市	平成26年度～令和11年度	長崎市東山手町・南山手町ほか	伝統的建造物(活水学院本館等)の保存修理・耐震化
グラバー園歴史的建造物耐震化推進事業	長崎市	平成25年度～令和4年度	長崎市南山手町8番1号	グラバー園内の伝統的建造物(重要文化財を除く)の耐震化を順次実施
景観形成助成金	民間・個人	平成2年度～令和11年度	市内全域	景観重要建造物の修繕等に要する経費の一部を助成

● 歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
花のあるまちづくり事業	長崎市	平成25年度～令和11年度	東山手・南山手エリア	洋館施設内の庭園や通り沿いの公共空間に植栽したバラの適切な育成
グラバー園施設整備事業	長崎市	令和3年度～令和4年度	長崎市南山手町8番1号	グラバー園内の建物、エスカレーター等の整備
老朽危険空き家対策事業	民間・個人	平成18年度～令和11年度	既成市街地内	老朽危険空き家のうち、所有者から本市に寄附された建物(土地含む)を除却し、ポケットパーク等に活用
老朽危険空き家除却費補助事業	民間・個人	平成23年度～令和11年度	市内全域	老朽化危険空き家の除却に要する経費の一部を補助
夜間景観整備事業	長崎市	令和2年度～令和4年度	重点区域を含む環長崎港地域	環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備

● 歴史的な営みや活動の継承に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
まちなか賑わいづくり活動支援事業	長崎市	平成24年度～令和4年度	まちなかエリア	地域の魅力を高め、発信し、賑わいを高めるための市民や地域団体等の活動に対して活動費用を助成

● 賑わいの創出に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
出前講座	長崎市	平成30年度～令和4年度	市内全域	市政への理解を深めてもらうため、職員が出向いて、市の事業や制度等の講義を開催
ながさき歴史の学校事業	長崎市	平成30年度～令和11年度	市内全域	さまざまな長崎市内の歴史を題材にした講座を開催

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

本計画では、重点区域内に所在する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められるものについて、認定計画の計画期間内において、歴史まちづくり法の規定に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定し、歴史的建造物の保護を推進する。

【指定対象の要件】

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- ②長崎県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- ③長崎市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- ④景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

【指定基準】

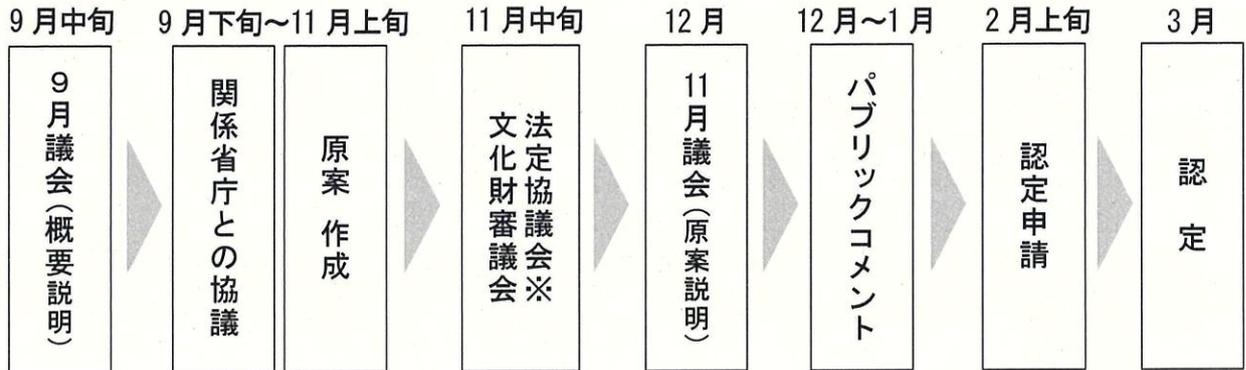
- ①建造物の形態、意匠または、技術上の創意工夫が優れているもの
- ②歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が地域の景観上の特色を有するもの

●指定候補一覧

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	築年	備考
1	池上家住宅		個人	大浦町	明治 15 年(1882) ～明治 31 年 (1898)の間	登録有形文化財 景観重要建造物
2	日本基督教団 長崎教会		日本基督 教団	大浦町	大正 14 年(1925)	景観重要建造物
3	大浦国際墓地		長崎市	川上町、	文久元年(1861)	
4	大浦諏訪神社		大浦諏訪 神社	相生町	明治 40 年(1907)	
5	妙行寺		妙行寺	相生町	明治時代	

IV. 今後のスケジュール

(1) 国の認定までのスケジュール（予定）



※歴史的風致維持向上協議会

(2) 国の認定後のスケジュール（予定）

項目	令和2年度				令和3年度		令和4年度以降	
	4	7	10	1	4	10	4	10
歴史まちづくり協議会の設置	→							
歴史まちづくり計画の策定		→						
用途等の規制緩和					→			
実施計画の策定 ※随時見直し							→	
事業の実施							→	